補助対象経費

補助対象と認める経費は、採択された事業に直接関係するものに限ります。表に 無いものは、個別に判断しますので、お問い合わせください。

項目	説 明 (例)
謝金	イベント出演者等の報酬・謝礼金
旅費・交通費	イベント出演者等の交通費・宿泊費
消耗品費	事務用品、1万円未満の物品
原材料費	資材、食材代
印刷製本費	チラシ、チケット等の作成
広報費	新聞広告料
使用料・賃借料	会場、機械、車両等
燃料費	借り上げ車両等の燃料代
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費
通信運搬費	切手、宅配便
保険料	損害保険、ボランティア保険
食糧費	ボランティアスタッフの昼食
	(華美な内容であるものは対象になりません。社会通念
	上、常識的な範囲を対象とします。)
その他	事業実施に必要であり市長が適切と認めるもの

以下のものは補助対象になりませんので、ご理解ください。

- ・団体の管理運営費(家賃、給与日当、水道光熱費、電気料金等)
- ・団体構成員の所有物を使用した場合の謝礼、賃借料
- ・商品券等の金券の購入代金
- ・団体の経常的な運営に係る経費
- ・事業に密接に関わらない食糧費
- ・領収書等により、実施団体が支払ったことを明確に確認できないもの
- ・市長が社会通念上不適切と認める経費